

第4回埼玉県地方独立行政法人評価委員会議事録

日 時：平成22年2月12日（金）10：00～11：00

会 場：埼玉県庁庁議室

出席者：横道委員長、井部委員、伊関委員、武田委員

県側出席者：石田保健医療部長、奥野保健医療部副部長、清水保健医療政策課長、北島保健医療政策課副課長
佐藤県立大学学長、井上県立大学事務局長、小ノ澤県立大学事務局副局長、吉田県立大学大学経営
改革室長 ほか

次 第

- 1 開 会
 - 2 協議事項
(1) 中期計画(案)について
(2) 役員報酬(案)について
 - 3 その他
 - 4 閉 会
-

2 協議事項

(1) 中期計画(案)について

(横道委員長)

中期計画(案)について説明をお願いします。

(保健医療政策課から<資料1-1、1-2>に基づいて説明)

《説明事項》

- ・第3回評価委員会での質問・意見とそれに対する回答を説明した。

【質疑】

(伊関委員)

高校説明会を120回に増やすとあるが、やり方としては模擬授業とか、高校訪問とか、高校生を集めた説明会だとかいろいろな形態がある。どういう形態でどういう風に大学が高校の進路指導の先生、生徒に対し行うイメージを持っているのですか。

(佐藤学長)

一つのパターンはそれぞれの高校が業者に委託をして、看護系なら県立大学にお願いしようとか理工系ならこの大学とか学生の意向を取り入れて行う時に招かれる場合や、学校の行事として生徒への進路支援のためのセミナーとして行う場合に招かれる場合、また、比較的特化して看護の道を目指す生徒に対する模擬授業を行って欲しいなどとして招かれる場合があります。

あとは大学からの営業という形で行う場合もあります。

校長先生と会うこともあります、多くは進路指導の先生と情報交換するという形態が多いです。

それらを全部あわせて現況で年間80回程度のものを1.5倍に増やしていることです。

具体的な方法については確定していませんが、従来行ってきたことを参考にしながら、呼ばれるのを待つのではなくて主体的、主導的に行うことを計画していきたいと考えています。

(伊関委員)

高校説明会等としておいた方が良くもしいかもしれませんね。

例えば退職した校長先生を囑託にして全ての高校の進路指導の担当の所を回ってもらい、良い学生さんを紹介してくださいというようなコミュニケーションの取り方もあります。そうすることにより回数も増えます。

高校とのコミュニケーションを増やして良い人材をたくさん集めるということに意識を持ってこの数値目標に対応してもらいたいと思います。

(横道委員長)

高校説明会については幅広く対応していただきたいと思います。

(井部委員)

任期制を導入するには個々の教員の同意が必要と資料に書かれていますがこれほどのように考えれば良いのでしょうか。本人が同意しなければ任期制は適用できないということでしょうか。

(保健医療政策課)

制度上、本人の同意が必要とされております。同意いただければその方に任期制は適用できません。

(横道委員長)

これは現在いる人と新しく雇う人とで対応が違ってくるのですか。

(保健医療政策課)

任期制を前提に採用された人には問題はありませぬので、同意をいただくのは現在いる教員についてということになります。

(横道委員長)

現在いる教員は任期制を前提に採用された訳ではないので同意が必要となるということですね。

それでは中期計画のうち最後の予算関係などについては後で追加して案が示されるということですので、その項目を含めた中期計画全体について、引き続き次の評価委員会で協議したいと思います。

(2) 役員報酬(案)について

(横道委員長)

次に役員報酬(案)について説明をお願いします。

(保健医療政策課から<資料2-1、2-2>に基づいて説明)

【質疑】

(伊関委員)

県職員の給与と比較すると理事長の報酬は副知事程度になるのでしょうか。

(保健医療政策課)

副知事の給与は年額で約1,870万円に設定されていますが、現在減額をしており、約1,820万円の支給となっておりますので、それよりは低い額となります。

(伊関委員)

期末手当については役員報酬規程の第6条第2項に基づき、この評価委員会が行う業務の実績の評価結果を勘案して増減ができるのですか。

(保健医療政策課)

増減については今後の運営の中で決めていくこととなります。あくまでも役員報酬の上限としてはこの額で設定したいということです。

(伊関委員)

具体的な金額は別途設定するということですか。

(保健医療政策課)

おっしゃるとおりです。

(伊関委員)

学長先生の給与と常勤理事の報酬を比較するとどうですか。

(保健医療政策課)

学長の給与の方が高いです。

(伊関委員)

非常勤理事の日当が3万円とありますが、先行法人のほとんどがこの額なのですか。

(保健医療政策課)

ほとんどが3万円としております。

(伊関委員)

名誉職だからでしょうか。5万円ほどとしても良い気がします。

(横道委員長)

監事についても、年に何回か来て監査する訳で責任の大きさからすると3万円では少ない気がします。

この額で引き受けていただければそれにこしたことはありませんが。

埼玉大学の学長はどの程度ですか。

(保健医療政策課)

埼玉大学では理事長が1,801万円となっております。

(横道委員長)

埼玉大学は理事長兼学長となっております。

今回提示の額は、知事や副知事よりは少ない額であり、また埼玉大学の理事長兼学長よりも少ない額となるのですね。

業績が悪ければ報酬を下げるこの意見を評価委員会は言えるのですね。

(伊関委員)

何をもって業績を判断するかが難しくなると思います。理事長に対し何を求めて、大学に対して何を求めるのか、計画や大学の方針も含めてのことになると思います。そこを明確に言葉にして何ができて何ができないかを絶えずチェックしていくことが必要になると思います。そこを曖昧にすると見えてこなくなりますし、機械的な言葉になってしまうと本質を見失う可能性もあります。

業績評価は必要ですが大変難しい問題だと思います。

(保健医療政策課)

手続きとしては、来年度の年度計画が別途策定されますので、その達成状況の報告が翌年度出てくることとなります。したがって、来年度のうちに評価委員会において評価基準を策定いただいて、それに基づいて評価をいただくこととなります。

(武田委員)

財務の面から見ますと赤字になっている訳ですから、その辺をどう見てどう判断するのか、評価基準をきちんと策定しておくことが必要だと思います。

(伊関委員)

減価償却の考え方は必ず整理していかなければならないと思います。例えば病院の話で申し上げますと、豪華な病院を建てても減価償却はおろか元本も食いつぶして経営破綻する自治体病院が増えていきます。減価償却で次の再建築のキャッシュを貯めなければならぬという課題はないと思うのですね。恐らくキャッシュフローをどのくらいの金額にして維持していくのかこれが減りすぎてもいけないし、減ったから県の更なる持ち出しをくださいというのは評価としては問題となります。単純に言うと減価償却で累積欠損金が高まるのは確実ですので、これはやはり何らかの形で再評価していくとか、公営企業法の方は見直しが入っていて、減資手続きなどについて検討がされています。キャッシュフローの計算書は作る予定でしたか。現金の残高がどの程度でどういう風に安定的に運営できるか、県の持ち出しをあまり増やさずに、適切に建物を維持していくことができるかという点が評価の基準になるのかなという気がします。

(横道委員長)

減価償却に関する考え方が決まっていれば教えてください。

(保健医療政策課)

独立行政法人会計基準によりまして、固定資産の減価償却については損益外としての処理をすることになりますので、実際には償却がそのまま負担となって積み上がるというような会計の制度にはなっていません。

(伊関委員)

民間企業から理事長をお迎えするので、キャッシュフローは意識した経営はされるのかなと思います。

(横道委員長)

それではこの役員報酬基準案について、評価委員会としての修正意見はないこととしてよろしいですか。

〈 - 各委員了承 - 〉

(横道委員長)

ありがとうございました。それでは役員報酬基準案については適当である旨の意見書を委員長名で出させていただきます。

3 その他

(1) 理事長予定者及び学長予定者の内定について

(横道委員長)

次に3のその他ですが、理事長予定者及び学長予定者の内定について説明をお願いします。

(保健医療政策課から<資料3>に基づいて説明)

(伊関委員)

佐藤学長先生は任期が1年ということで、学長の選考方法と今後の任期の在り方について教えていただけますか。

(保健医療政策課)

学長の選考につきましては、地方独立行政法人法におきまして経営審議会と教育研究審議会のそれぞれから3人ずつ選ばれたメンバーにより構成される学長選考会議により選考され、それを受けて理事長が任命する仕組みになっております。具体的にどのように選考するのかは任期を含めこれから検討される状況でございます。

(伊関委員)

今までの選考はどのような方法だったのでしょうか。

(保健医療政策課)

学長の選考については今までは教授会が選考することになっておりました。そのため、学長の選挙のための選考規程を設け、その規程により選挙を行って選考するという手続きを経ています。

(横道委員長)

今回1年とされたのは、スタート時は選考会議を設けなくて佐藤学長に就任いただいて、その間に選考会議を立ち上げて2年目以降の学長を選ぶということですね。

(保健医療政策課)

法律に、最初の学長につきましては、理事長が直接任命できるという規定がございます。

(伊関委員)

安定的に仕事をしていただくためにはそれなりの任期は必要ですし、誰が見ても納得できるような学長選考のシステムをつくる必要があると思います。

(横道委員長)

理事長予定者の任期は4年となっておりますが再任は可能ですか。

(保健医療政策課)

再任を禁止する規定はございませんので再任はできることになっています。

(伊関委員)

知事が代わって、方針が変わるなどして途中で任期が打ち切りになる場合もあるのでしょうか。

(保健医療政策課)

制度上そこで任期を切ることはなかなか難しいと思われます。

(横道委員長)

それは無理でしょう。よほど方針が違えば理事長の判断ということになるのでしょうか。

(2) 中期目標に関する知事への答申の報告

保健医療政策課から、1月25日に横道委員長から知事に対し、中期目標に関して知事に答申を行ったことを報告した。

(3) その他

(横道委員長)

現在のような経済状況や就職状況の中で、県立大学は人気が高まっていると思いますが入試の状況はいかがですか。

(佐藤学長)

前期の志願者の締め切りがありましたが、昨年度より微減となっています。

ただ看護学科が激減という状況になっています。

臨床検査技師の養成の専攻が昨年から急に伸び始めまして、試験の点数も大変良くなっています。健康開発学科の健康行動専攻も、将来は健康産業や保健体育や養護の教員などを志向している学生の受け皿として設けたものですが今年大きく上がりましてトータルで見ると微減という状況です。

昨年千葉県が県立大学を設立して、県立大学と似た学科構成になっております。千葉の南の方の学生は相当とられてしまっているのではないかと思います。

(横道委員長)

他に首都圏で、同じ分野でできた大学はあるのですか。

(佐藤学長)

看護系の大学・学部は、県内ではこの春に幸手に開学しますし、昨年は深谷と狭山に開学しました。来年、再来年を見通しても看護などの大学が新設される動きはまだあります。

(伊関委員)

そのような中で高い質の授業をできるように目指さなければいけないと思います。

臨床検査技師は、生理検査が脚光を浴びてきて診療報酬点数を取れるので人気になっているようです。医療福祉の経営的なセンスを、学生だけでなく、大学の方でこれからの医療の在り方や医療経営がどうなるのかなどの戦略を立てて人材育成をしていくことが必要であると感じます。

(井部委員)

どうして看護学科は激減したのでしょうか。テレビなどでは、看護学科は平均5点何倍とか言っていました。

(伊関委員)

倍率が高い方が優秀な人材は集まりやすいのでしょうかね。倍率は気にしていくことが大学としての一つの課題であると思います。

法人化が、教員のモチベーションを上げて、研究の質も上げて、学生への教育の質も上げるということで良い方向に進めば良いと思います。逆にガリガリやってモチベーションが下がって良い教員からやめていくようなことがあれば、劣化しかねないこともあります。法人化を目的にしないで手段としてとらえ、手段は何かということを常に意識していく必要があると思います。

(4) 次回評価委員会の日程の調整

日時：平成22年4月15日（木）15：00～16：30 場所：埼玉県庁 とする。